

第1層生活支援コーディネーター業務委託仕様書（再公募用）

1. 業務名称

第1層生活支援コーディネーター業務

2. 実施の目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくために、介護予防・日常生活支援総合事業や、その他の多様な主体(住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、介護サービス事業所等)による生活支援・介護予防サービス、事業間での連動を図りながら実施することが重要であることから、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的とする。

第1層生活支援コーディネーターは市域を対象として業務を実施する。

3. 委託期間

令和7年7月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1)資源開発(多様な主体の連携、共創を推進する役割)

地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出・既存活動の活用、生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む）の養成、高齢者と活動とのマッチング(イベント開催等)、多世代の地域住民が担い手として活動する場の確保、デジタルデバイド解消に向けた取組み等

(2)ネットワーク構築

多様な主体を含む関係者間の情報共有、生活支援・介護予防サービス提供主体間の連携の体制づくり、地域ケア会議等の会議体との連携等

(3)地域のニーズと取組みのマッチング

地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービス提供主体の活動のマッチング等

(4)協議体の運営

上記(1)から(3)の業務を支援し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的に、多様な主体で構成された協議体の運営を行い、年2回協議体を開催する。

(5)第2層生活支援コーディネーター（市域の細分化された地域で活動）との連携

第2層生活支援コーディネーターと連携を図るために情報共有の場を設定し、定期的を開催する。また、業務を効果的に推進していくために各取組みにおいて適宜協同して行う。

6. 実施体制

- (1)業務を主に担当する第1層生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）1名を配置するものとする。
- (2)業務日数は委託期間内の各月15日以上とし、業務時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、大東市と受注者の協議により、別に定めることができるものとする。

7. 関係書類の提出

受注者は、本事業の遂行にあたり、本仕様書からの指示に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式は大東市からの指示がないものは任意とする。

(1) 実施計画書

- ①受注者は、事業の計画を定めた実施計画書を作成し、大東市に提出し、承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に大東市の承認を得るものとする。
- ②実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア．業務のスケジュール（月間・年間）
 - イ．アウトリーチやネットワーク拡充等の活動計画
 - ウ．社会資源の把握や創出に関する計画

(2) 業務完了時の報告

- ①業務完了報告書
②計画に対する活動実績及び成果報告書

8. 委託費の支払い

- (1) 事業に必要な経費として、令和7年度分 円を令和7年8月に支払う。
令和8年度分 円を令和8年5月に支払う。
- (2) デジタルデバйд解消を目的としたスマートフォン講座を開催し、項目①のア・イを使用した場合は、項目②のア。実施期間分を同項イの支払い時期に請求金額の積算根拠がわかる資料に基づき実績払いとする。

①費目と金額

- ア. 講師報償費：1 回につき 円
(令和 7 年度：上限 18 回、令和 8 年度：上限 24 回)
- イ. 会場使用料：1 回につき 円
(令和 7 年度：上限 9 回、令和 8 年度：上限 12 回)

②実施期間と支払い時期

ア. 実施期間	イ. 支払い時期
令和7年7月～9月分	令和7年10月
令和7年10月～令和8年3月分	令和8年4月
令和8年4月～9月分	令和8年10月
令和8年10月～令和9年3月分	令和9年4月

9. その他

- (1) 受注者は、受託業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、本市が実施する啓発行事への参加の促進や受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。
- (2) 受注者は、本契約履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (3) 労働施策総合推進法に係るパワーハラスメント等の対応について、受注者は、本契約の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び事業主が職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（令和2年厚生労働省告示第5号）を遵守すること。